

令和6年度環境対応車導入促進助成金 実施要領

一般社団法人 山口県トラック協会

1. 事業の趣旨

温室効果ガスの排出削減と地球環境の保全を図ることを目的とし、環境対応車の導入促進を図る。

2. 予算額

24,430千円 ※ポスト新長期等適合車導入促進事業に要する額を含む。

3. 助成対象車両

交付要綱第2条(1)の別に定める助成対象車両は、車両総重量2.5トン超の貨物自動車運送事業の用に供する自動車であって、以下に該当する自動車のうち、別表に示す自動車とする。

- (1) 天然ガス自動車（新車新規登録自動車に限る）
- (2) ハイブリッド自動車（新車新規登録自動車に限る）
- (3) 電気自動車（新車新規登録自動車に限る）
- (4) 燃料電池自動車（新車新規登録自動車に限る）

4. 助成対象事業者

本実施要領3(3)及び(4)に定められた助成対象車両については、リースの場合は車両の使用者に対し、買取りの場合は車両の所有者に対し、下記の条件を付す。

- ・ 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（資本金3億円以下または従業員数300人以下）の事業者であること

5. 助成金交付額

交付要綱第4条の別に定める額は、別表に示す額とする。

6. 車両の登録等

交付要綱第5条の当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の別に定める期間は、令和6年4月1日(月)～令和7年3月14日(金)とする。

7. 交付申請及び交付申請受付期間

- (1) 交付要綱第6条の別に定める交付申請書は、様式1の「環境対応車導入促進助成金交付申請書」によるものとする。
- (2) 交付要綱第6条の別に定める期間は、令和6年4月1日(月)～令和7年1月31日(金)とする。

なお、上記期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で申請受付を終了する。

8. 交付決定

交付要綱第7条第1項の別に定める交付決定通知書は、様式2の「環境対応車導入促進助成金交付決定通知書」によるものとする。

9. 車両代金の支払い

本実施要領6に定める期間に事業が完了した車両の代金について、リースによる導入の場合はリース事業者が、買取りによる導入の場合は割賦による導入の場合を除いて事業者が、それぞれ令和7年3月31日(月)までに支払いを完了させるものとする。

10. 実績報告及び助成金の請求

(1) 交付要綱第8条の別に定める実績報告書は、リースによる導入の場合は様式3-1の「環境対応車導入促進助成事業実績報告書(リース)」、買取りによる導入の場合は様式3-2の「環境対応車導入促進助成事業実績報告書兼助成金交付請求書(買取り)」によるものとし、同条の別に定める期日は、令和7年3月31日(金)とする。

(2) 買取りのうち割賦による導入の場合は、様式3-2の「環境対応車導入促進助成事業実績報告書兼助成金交付請求書(買取り)」の添付書類として、「車両代金支払いに係る領収書の写し」に代えて、割賦販売契約書の写しなど割賦導入したことが確認できる書類を添付すること。

11. 申請内容の変更・取下げ

交付要綱第10条の別に定める交付申請変更届出書は、様式4の「環境対応車導入促進助成金交付申請変更届出書」によるものとし、また、同条第2項の別に定める交付申請取下届出書は、様式5の「環境対応車導入促進助成金交付申請取下届出書」によるものとする。

12. 財産処分

交付要綱第11条第4項及び同第12条第2項の別に定める財産処分等届出書は、様式6の「環境対応車導入促進助成事業に係る財産処分等届出書」によるものとする。

13. 留意事項

(1) 車両登録後の申請（実施要領7関係）

環境対応車導入促進助成事業に係る交付申請受付期間は、本実施要領7を原則とするが、助成事業が継続して実施できるよう、4月～6月の登録車両に限り事業完了日以降の交付申請を認めることとし、その受付期限は7月31日(水)とする。